

財内第143号

令和3年10月1日

各部、課（事務所・局）長 様

副 市 長

令和4年度予算編成について（通知）

令和4年度予算について、次のとおり編成方針を定めたので、これに基づき予算調書を作成し、所定の期日までに提出してください。

記

1 新年度予算の編成について

8月の経済月例報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

本市の財政は、本通知に添付した「過去5年間の普通会計歳入歳出決算額及び主要財政指標の推移」のとおり、令和2年度決算は、歳入歳出差引が8億6,738万5,000円で、単年度収支は3億2,604万5,000円の黒字となり、実質収支比率は県下市平均を2.2ポイント下回るなど、決して楽観視のできない状況が続いている。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率は、いずれも健全段階を示しているものの、経常収支比率は90.4%と依然として高い水準にあり、厳しい財政運営を強いられる状況となっている。

今後の見通しとして、根幹的な財源である市税については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民生活や地域経済に生じる様々な制約により、その先行きが不透明な状況にあり、市の財政状況に与える影響が見通せない中、引き続き、財源不足を財政調整基金の取崩しや地方交付税、市債などに依存せざるを得ず、歳入全体としては、

厳しい環境が続いていくものと予想される。

一方、歳出では、少子高齢化が全国平均を上回る速さで進んでいる影響から、引き続き扶助費や介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加が見込まれ、公債費についても、学校給食センター建設事業や健康福祉センター建設事業等の大型建設事業に係る地方債の償還が本格化しており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策やポストコロナにおいて、市民が安心して暮らすことができ、地域経済の発展に資する施策の実施にも全力で取り組んでいかなければならない。

このような本市財政の厳しい現状と将来の負担について、全ての職員が十分に認識した上で、業務執行に当たるようお願いするものである。

事務事業の見直しや人件費の抑制など、これまで続けてきた様々な行財政改革を引き続き推進していくとともに、厳しい状況の中でも、新型コロナウイルスの感染リスクはゼロにはならないということを受け入れたうえで、国際観光温泉文化都市としての発展と安全・安心な市民生活を両立させるため、「伊東らしいニューノーマル」のかたちを模索（これまでの常識は通用しないとの考えに立ち、新たな価値や可能性を見出していく）しながら、新たな時代に対応した持続可能かつ柔軟な行財政運営を行うための取組を実践していくこととする。

2 編成の基本方針について

令和4年度の予算編成は、本市の将来像実現と市長が進める施策の3本柱である「みんながつくる伊東市」、「みんなが楽しい伊東市」、「みんなが暮らす伊東市」の一層の進展と市長経営方針である「新しい伊東スタイルへの挑戦～みんなで創る新たな未来～」に基づいた各種施策の展開を念頭に置き、伊東市第五次総合計画、伊東市総合戦略等の各計画との整合性を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定すると同時に、収束後を見越して、国・県の経済対策等と連動した取組やポストコロナを見据えた施策の展開を念頭に置き、その作業に当たること。

また、以下の基本方針で取り組むこととする。

- (1) 枠配分対象経費及び職員手当等の内時間外勤務手当については、前年度当初予算を要求限度額とする。この基準を超える要求は原則として認めない。災害など年度途中における特殊要因以外による補正予算要求については、一切認めないので、創意・工夫して要求すること。
- (2) (1)の限度額以内の要求であっても、令和4年度の歳入総額の見込みとの兼ね合いで査定を行うこととする。

- (3) 要求調書において、各課の工夫や見直しの努力が反映されている事業については、査定段階において配慮することとする。
- (4) サマーレビューにおける「廃止」事業に係る予算要求は認めない。ただし、サマーレビュー後の事情の変化等により「廃止」が困難となった等特段の理由のある事業については、事前に財政課と協議すること。
- (5) サマーレビューの調書に掲載されていない「新規」事業は、原則として予算要求を認めない。
- (6) 政策的経費及び補助金については、課ごとに前年度当初予算額をベースとした要求限度額を設けるので、「新規」及び「重点化」事業などについても、十分に調整し、その範囲内で要求すること。なお、限度額を超える要求は原則認めない。特殊要因等があり、要求限度額を超えてしまう場合は、事前に財政課と協議し、提出すること。

以上、これら6つの方針に基づいて予算編成を実施することにより、来年度以降の健全財政の維持を図るとともに、未来を見据えたまちづくりの取組を推進していくこととする。

3 予算要求要領

編成の基本方針に基づき、サマーレビューの内容を踏まえ、以下の諸点に留意の上、不断の見直しを行いつつ予算編成に取り組むこと。

- (1) 令和4年度予算は、市民が真に求めている事務事業を厳選し、年間予算を編成するものとする。
- (2) 第五次総合計画の目的・目標の実現に意を注ぎつつ、新たな時代に対応した持続可能かつ柔軟な市政運営を目指し、編成に取り組むものとする。
- (3) 予算要求に当たっては、これまでの施策を改めて見直し、行政関与の必要性や民間委託の可能性、経費支出の効率化、費用負担のあり方及び費用対効果、将来の財政負担等について総合的に検討した上で、各種施策の優先順位を判断し、事業の徹底的な峻別を行うこと。
- (4) 年々増大する財政需要に対応するため、財源の積極的な確保に努めると同時に、既定の経費についても、従来の経緯にとらわれることなく、更なるスクラップアンドビルドを積極的に進め、事務事業の大胆な見直しや整理統合を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 事務事業の民間委託については、経費節減の手段であることを踏まえ、新たな委託の検討とともに、既に委託している事業についても委託料節減の見直しを行うこと。

(6) 経常的経費の積算に当たっては、徹底した経費の節減に努めることはもとより、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。

(7) 政策的経費及び補助金の要求については、新規事業や重点化事業も含め、別途示す前年度当初予算額をベースとした額を要求限度額とする。

また、補助金については、補助の効果、補助対象団体の資金状況等を正確に把握し、補助の必要性を十分に見極めた上で、引き続き、休止や廃止を含め再検討すること。

特に市が単独で行う補助金については、ゼロベースで見直しを行うこと。

(8) 使用料・手数料については、対象となる施設等の維持管理経費を料金の算出根拠の基準として精査した上、受益と負担のバランスのとれた適正な水準が保たれるよう見直しを進めるとともに、法令等の規定によらない使用料・手数料については、予算編成作業の中で改定を検討すること。

(9) 負担金については、拠出先や対象事業について精査し、本市にとってのメリット等その必要性を十分に見極めた上で、廃止を含め再検討すること。

(10) 債務負担行為は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすものであるので、設定に当たっては慎重に対応すること。

(11) 法令で定められた経費や光熱水費・燃料費などの年間必要経費については、決算等の実績や単価の変動等を考慮し、年度中に不足することがないように留意すること。

(12) 各特別会計は、本市財政の厳しい状況を踏まえ、「会計独立の原則」を再認識し、積極的に歳入の確保を図り、安易に一般会計からの繰出金に依存することのない財政運営に努めること。

なお、予算要求に当たっては、一般会計の編成方針に準ずることとするが、それぞれの会計ごとに審査・調整を行うものとする。

4 その他の留意事項

(1) 各政党、会派からの政策要望やタウンミーティングなどで出た地域からの市民要望等を実現するため、また、議会答弁を踏まえた事業実施のために予算を伴うものについては、各部課内において、緊急性・事業効果等の総合的な検討を行い、必要な予算の計上に努めること。

特に、9月定例会における決算認定に係る審議内容を踏まえた予算の計上に努めること。

(2) 国県の補助事業等については、国などの予算編成の動向に細心の注意を払い、制度

改正に時宜を失することなく対応するとともに、国などの補助制度を積極的に活用すること。

特に、感染症対策に係る新たな補助制度などの動向には、十分注意を払うこと。

ただし、補助不採択を理由として、年度途中で市単独事業に振り替えることは一切認めないので特に留意すること。

- (3) 他の部課と関連する事務事業については、関係部課との連絡調整を十分に行った上で、効率的・効果的な執行ができるよう工夫すること。
- (4) 条例、規則等の整備が必要となる予算要求については、事前に庶務課と協議するなど、準備、対応に遺漏のないよう努めること。
- (5) 繰越事業の発生を極力抑制するため、綿密な事業計画に基づく適切な予算執行を心がけること。特に、用地の確保を始めとした周辺住民の合意形成や法令等の規制、工期等についての事前調査を十分に行い、執行に際して遺漏のないよう留意すること。
- (6) 情報公開条例の主旨を踏まえ、事務事業の基礎となる予算編成の段階から、行政の透明性を確保する立場で取り組むこと。
- (7) 長期継続契約については、適正な運用が必要であることから、対象経費であることを確認して要求すること。
- (8) その他、編成に当たっては、事務事業の効果等を十分検討するとともに、将来の財政負担も考慮して、事業の簡素効率化・経費の節減に最大限の努力を払い、予算編成要領に基づく的確な予算計上に努めること。

以 上